

(様式4)

令和5年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいず一む館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(3年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	平成8年1月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む) ○ホール:7,000円 ○楽屋1:200円 ○楽屋2:200円 ○会議室:610円 ○実習創作室:820円 ○多目的ホール ふじの間:1,020円 ○多目的ホール 王林の間:610円 ○多目的ホール つがるの間:610円 ○研修室:400円 ○和室 桜の間:200円 ○和室 桐の間:400円 ○和室 楓の間:400円 (注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。 ②入場料割増使用料(各室使用料×割増) ○入場料等の額:500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額:500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額:1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額:2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額:3,000円を超える場合 → 10割 (注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

設置年月	平成11年3月	根拠条例等	ふれあいずーむ館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいずーむ館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片づけ含む）</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日 (4) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいずーむ館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか 条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）</p> <p>○展示室 午前9:00～12:00：4,800円 午後12:00～16:30：6,400円 全日9:00～16:30：11,200円 16時30分以降1時間につき：1,500円</p> <p>○廊下（展示ギャラリー） 午前9:00～12:00：1,200円 午後12:00～16:30：1,600円 全日9:00～16:30：2,800円 16時30分以降1時間につき：400円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注) (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 前項(1)が国民の祝日にあたるときは、その翌日		
開館時間	午前9時から午後4時30分まで		

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の收受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	1,445	1,182	3,130	974	2,445	2,309	3,429	5,695	2,489	1,357	4,062	3,024	31,541
令和4年度(B)	1,053	887	1,117	2,736	927	756	2,421	2,186	1,872	2,554	2,225	2,050	20,784
(A)/(B)	137.2%	133.3%	280.2%	35.6%	263.8%	305.4%	141.6%	260.5%	133.0%	53.1%	182.6%	147.5%	151.8%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	146	229	260	174	192	347	308	651	283	589	612	235	4,026
令和4年度(B)	228	159	566	303	39	366	164	861	644	212	31	186	3,759
(A)/(B)	64.0%	144.0%	45.9%	57.4%	492.3%	94.8%	187.8%	75.6%	43.9%	277.8%	1974.2%	126.3%	107.1%
増減要因等													

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	2,359	769	1,898	947	1,376	2,103	605	835	698	1,340	906	1,259	15,095
令和4年度(B)	538	681	361	1,516	112	233	174	255	288	312	328	475	5,273
(A)/(B)	438.5%	112.9%	525.8%	62.5%	1228.6%	902.6%	347.7%	327.5%	242.4%	429.5%	276.2%	265.1%	286.3%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	84	21	28	35	84	147	9	38	4	119	105	42	716
令和4年度(B)	32	20	1	2	0	0	0	1	2	21	8	27	114
(A)/(B)	262.5%	105.0%	2800.0%	1750.0%	皆増	皆増	皆増	3800.0%	200.0%	566.7%	1312.5%	155.6%	628.1%
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	78	250	221	150	758	231	443	361	212	163	372	425	3,664
令和4年度(B)	23	361	37	356	764	656	491	1,033	320	70	54	122	4,287
(A)/(B)	339.1%	69.3%	597.3%	42.1%	99.2%	35.2%	90.2%	34.9%	66.3%	232.9%	688.9%	348.4%	85.5%
増減要因等													

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	0	0	0	0	0	0	91	60	5	0	0	0	156
令和4年度(B)	0	50	0	0	0	120	227	14	5	0	0	0	416
(A)/(B)	0.0%	皆減	0.0%	0.0%	0.0%	皆減	40.1%	428.6%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%
増減要因等													

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)	1 指定管理料のみ		
	○ 2 指定管理料+補助金+利用料金収入		
	3 利用料金収入のみ		
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	58,818	維持管理費	445
補助金	38,441		
利用料金	5,024	事業費	114,871
その他	14,349	その他	
合計 (①)	116,632	合計 (②)	115,316
		収支差額(①-②)	1,316

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	適正である。魅力ある事業内容を今後も継続して取り組んでほしい。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	B	B	適正に行われている。今後も継続して行ってほしい。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	適正に行われている。
7. 個人情報の保護	A	A	漏えいがなく適正に保護されている。
全体評価	B	B	

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である
 D (否) : 改善や更なる取組が必要